

こどもの居場所づくりに関する指針（概要） 令和5年12月22日 閣議決定

概要

こども食堂や学習支援など、様々なこどもの居場所づくりの取り組みがされているなか、こうした取り組みを推進する観点から、こどもの居場所づくりについて国としての考え方を示すもの。

背景

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、**地域の中でこどもが育つことが困難**になっており、また児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、**こどもを取り巻く環境の厳しさ**が増している。さらに、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、**居場所への多様なニーズ**が生まれている。こうしたなか、様々な地域で多様な形態による居場所づくりが実践されており、**国としても一定の考え方を示すことが求められている**。

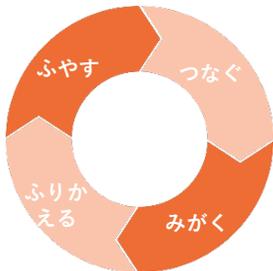
理念

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、「**こどもまんなか**」の居場所づくりを実現する。

こどもの居場所・居場所づくりとは

- ・ 居場所とは、**こども・若者本人が決めるもの**である。こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。また、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。
- ・ 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、**居場所づくりとは、第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る**。
- ・ こうした隔たりを乗り越えるため、**こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを進めることが必要**。

こどもの居場所づくり推進の視点



こどもの居場所づくりを推進するに当たり基本的な4つの視点として整理

- ①「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がつくられる
- ②「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる
- ③「**みかく**」～こどもにとって、より良い居場所となる
- ④「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する

役割責務等

こどもの居場所づくりに関係する地方公共団体や国、民間団体・機関、学校、企業等含め**全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要**である。

被災したこどもの居場所づくり支援

(こどもの居場所づくり支援体制強化事業)

※既定予算（令和5年度補正予算額（13億円の内数）を活用して迅速に実施

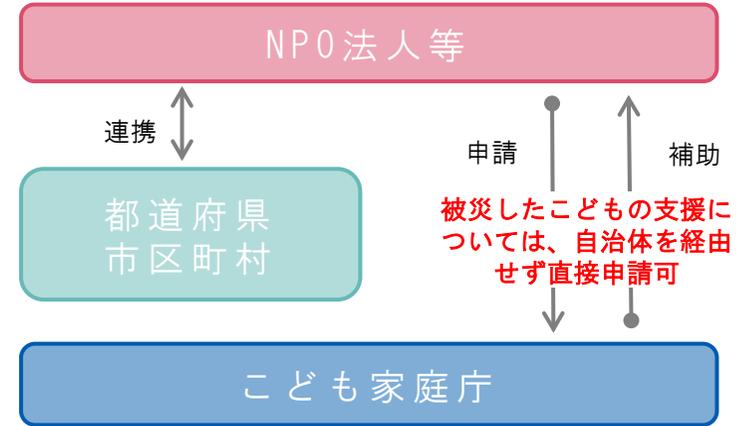
1 施策の概要

こどもの居場所づくり支援体制強化事業（NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援）を活用し、被災したこどもの心の負担軽減や回復等を目的として、こどもの遊びの機会提供や学習のためのスペース設置等、こどもの居場所づくりに要する費用の補助を行う。

2 施策のスキーム

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行うこどもの居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業について、**被災したこどもの居場所づくりに係る取組を追加募集**する。

- 令和6年能登半島地震を踏まえ募集する取組
 - ・被災したこどもの居場所づくり
 - ・被災したこどもの居場所づくりを行う民間団体のサポート



※ 上記は直接申請の例であり、自治体を経由した申請も可能

3 実施主体等

【実施主体】

都道府県、市区町村、民間団体（※）

（※）災害対応中の市町村の事務負担軽減の観点から、**自治体と連携して被災したこどもの居場所づくりを行う民間団体が、直接国に補助申請できるように要件緩和を行う**（これまでは自治体経由の申請を原則としていた）。

【補助基準額】 1団体当たり 5,000千円（上限）

【負担割合】 国10/10

【募集期間】 令和6年5月1日（水）～ 令和6年6月5日（水）正午

【補助対象期間】 令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日



こどもの居場所づくりに関係する ひとの役割と体制



団体の
地域の役割

団体は、この方針をふまえて、地域の事情に応じた居場所づくりをすすめる。地域住民は、参加したり、こどもの見守りなどを積極的に行うことを期待する。



学校や
企業の役割

学校は、こどもの居場所としての認識を持ちながら、他の機関と協力して居場所づくりをすすめる。企業は、運営のサポートなど積極的に行うことを期待する。



地方自治体
や国の役割

市町村は、こどもの居場所づくりを計画的にすすめ、都道府県はその取り組みを支える。こども家庭庁のリーダーシップの下、一体となって居場所づくりをすすめる。

<<こどもの居場所づくり支援体制強化事業の取組イメージ>>

